

(令和 6 年 6 月 3 日改正)

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）

（令和 6 年 6 月）

長崎県農村整備工事特記仕様書（共通編）

第1章 総 則

1－1－1条 工事成績評定における適用

本工事は、工事成績評定における考查項目「4. 工事特性 I 施工条件等への対応）」における、「I 構造物の特殊性への対応」、「II 都市部等の作業環境、社会条件への対応」及び「III 厳しい自然・地盤条件への対応」の項目において評価を行う工事である。

1－2－1条 前払いの取扱い

受注者は、工事の始期以降でなければ前払金を請求できない。

第2章 工事の概要

2－1－1条 監理技術者の配置【1】

【1】特例監理技術者の配置を不可とする場合（監理技術者の兼務不可）

本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（「特例監理技術者」という。）の配置を不可とする工事である。

2－1－2条 監理技術者の配置【2】

【2】特例監理技術者の配置が可能な場合（監理技術者の兼務可能）

1. 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者（以下、「特例監理技術者」という。）及び監理技術者を補佐する者（以下、「監理技術者補佐」という。）の配置について

下記（1）（2）の条件を満たす場合は、特例監理技術者の配置が可能。

（ただし、長崎県以外が発注する工事においては、当該工事の発注者が定める取り扱いに従うこと。）

（1）長崎県発注工事において、次の①～⑥に該当する工事でないこと。

①総合評価落札方式で実施するもののうち、「高度技術提案型」または「技術提案型」である工事。

②総合評価落札方式以外において、設計金額が2億円以上の工事（災害対応等、発注者が必要と判断する場合はこの限りではない。）

③兼務する期間において、兼務する工事の当初契約金額の合計が3億円以上であること。

④低入札調査基準価格未満及び履行確実性確保価格未満での落札となった工事。

⑤通年維持工事等（24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事）。

⑥特別な理由で発注者が特例監理技術者の配置不可としたとき。

（2）配置する特例監理技術者及び監理技術者補佐について、以下の①～⑧の要件を全て満足するものであること。

①監理技術者補佐を専任で配置すること。

②監理技術者補佐は、主任技術者資格を有する一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

③監理技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。

- ④同一の特例監理技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。
(ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの（当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。）については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)
- ⑤特例監理技術者が兼務できる工事は、直線距離10km以内の工事でなければならない。なお、施工箇所が点在する工事の場合は、当初設計での設計額が最も大きい工区から直線距離10km以内であること。
- ⑥特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。
- ⑦特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- ⑧特例監理技術者及び監理技術者補佐が担う業務について、明らかにすること。

2. その他

その他の取り扱いについては、長崎県建設企画課長通知「建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者、特例監理技術者及び監理技術者補佐の取扱いについて」によるものとする。

第3章 施工条件明示

3-1-1条 余裕期間制度【発注者指定方式】

- 1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（発注者指定方式）である。
- 2. 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。
- 3. 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。
- 4. 余裕期間内に行う準備は、受注者の責により行うものとする。
- 5. 契約締結後において、他の工事の進捗等により、余裕期間内において工事の着手が可能となった場合は、発注者は、受注者との協議により、工期に係る契約を変更することができる。
- 6. 工事実績情報サービス（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期（余裕期間を含めない）をもって登録するものとする。
- 7. 受注者は、工事完了後、アンケートに協力するものとする。

3-1-2条 余裕期間制度【任意着手方式】

- 1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（任意着手方式）であり、発注者が示した余裕期間と実工期の日数または工事着手期限までの間に、受注者は工事の始期を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式-1）」により、工事の始期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日）
- 2. 余裕工期内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、実工期の開始日までの間に「余裕期間制度を活用し

た工事試行要領」に定める「工期変更申請書（様式－2）」による協議をもって、工事の始期を変更できる。なお、工事の終期についても、工事の始期を前倒しする日数分を前倒しするものとし、実工期の日数は変更できない。

3. 週休2日工事に限り、受注者が「必要工期」を算出し実工期が不足する場合は、施工計画書の提出前までに発注者と協議し、工期の変更を行なうことが出来る。
4. 余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。
5. 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行なへてはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。
6. 余裕期間内に行なう準備は、受注者の責により行なうものとする。
7. 契約締結後において、前2、3のように実工期の変更の必要が生じた場合は、受注者は、発注者との協議の上、工期に係る契約を変更しなければならない。
8. 工事実績情報サービス（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期（余裕期間を含めない）をもって登録するものとする。
9. 受注者は、工事完了後、アンケートに協力するものとする。

3－1－3条 余裕期間制度【フレックス方式】

1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事（フレックス方式）であり、発注者が示した全体工期（余裕期間と実工期を合わせた期間）の間で、受注者は工事の始期及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期通知書（様式－1）」により、工事の始期及び終期を通知すること。（余裕期間：契約締結日から工事の始期の前日）
2. 余裕工期内に施工体制等（配置予定技術者の配置など）の確保が図られ、工事着手可能となった場合に限り、受注者は、実工期の開始までの間に「余裕期間制度を活用した工事試行要領」に定める「工期変更申請書（様式－2）」による協議をもって、実工期を変更できる。
3. 週休2日工事に限り、受注者が「必要工期」を算出し実工期が不足する場合は、施工計画書の提出前までに発注者と協議し工期変更を行なうことが出来る。
4. 工事の始期までの余裕期間内は、現場代理人、主任技術者または監理技術者を配置することを要しない。
5. 現場に搬入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行なへてはならない。なお、余裕期間中に増加する経費は受注者の負担とする。
6. 余裕期間内に行なう準備は、受注者の責により行なうものとする。
7. 契約締結後において、前2、3のように実工期の変更の必要が生じた場合は、受注者は、発注者との協議の上、工期に係る契約を変更しなければならない。
8. 工事実績情報サービス（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、実工期（余裕期間を含めない）をもって登録するものとする。
9. 受注者は、工事完了後、アンケートに協力するものとする。

3－1－4条 出来形管理資料の提出時期

出来形管理資料（数量及び図面等）について、資料の提出時期を監督職員と協議すること。

3－1－5条 週休2日工事における現場閉所の実施

「週休2日工事（発注者指定型）」の場合

本工事は、週休2日工事（発注者指定型）であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は、「週休2日（4週8休）」の実施を、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとし、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1)から7)によるものとするが、工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

完成通知時においては、実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとする。

なお、施工プロセスチェックの実施により「助言・指導（文書通知）」が発出された場合、工事成績評定において加点評価は行わないものとする。また、上記に加え4週8休以上の現場閉所が達成できなかった場合は、工事成績評定調書の「7. 法令順守等」において、点数を2点減ずる措置を行うものとする。

- 1) 週休2日は原則、4週8休以上（現場閉所率28.5%以上）とする。
- 2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	○○
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

- 3) 予定工程において設定された休日は、工事現場内の巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。
- 4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。
- 5) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- 6) （農業農村整備工事の場合）

4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率28.5%（8日／28日）以上の場合とする。

週休2日における補正係数については、下記のとおりとする。

【4週8休以上：補正係数】

- ・労務費：1.05
- ・機械経費（賃料）：1.04

・共通仮設費：1. 04

・現場管理費：1. 09

※県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（発注者指定型）の試行要領」に準じる。

7) 対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場に看板等により掲示すること。

※詳しくは、長崎県農林部週休2日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。

(https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasaki_kenn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/)

3－1－6条 週休2日工事における現場閉所の実施

「週休2日工事（受注者希望型）」の場合

本工事は、週休2日工事（受注者希望型）であり、4週8休以上の現場閉所を行うための費用を計上している。受注者は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無および実施する週休2日のパターンについて、施工計画書の提出前までに監督職員と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、実施する場合は、予定工程において設定された休日及び現場閉所を行うほか以下の1)から7)によるものとする。

ただし、実施しない場合においても4週5休以上の休日は確保することとし、現場閉所率は、17.8%（5日/28日）以上とする。また、この場合においては、完成通知時において実施工程表等により実施状況を取りまとめ監督職員へ報告するものとするが、未達成の場合においても当面は減点評価を行わない。

工事契約後、週休2日対象期間としていた期間において、受注者の責によらず現場閉所の実施が不可能となる期間が生じる場合は、受発注者間で協議の上、現場閉所による週休2日の対象外とする作業と期間を別途定めるものとする。

1) 週休2日は4週8休以上を基本とするが、受注者は、工事着手日から工事完成日までの期間において、4週6休以上の休日を確保することとする。

2) 現場閉所による週休2日の対象外とする作業・期間は下記のとおりとする。

週休2日対象外作業	○○
週休2日対象外期間	令和〇年〇月〇〇日～令和〇年〇月〇〇日

3) 予定工程において設定された休日は、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き監督職員との協議なしに現場事務所を営業することや、工事及び測量等の現場作業のみならず書類整理等の事務作業も実施することが出来ない。やむを得ず休日に作業（災害対応や緊急工事等）を実施する場合には、監督職員と協議を行うこととする。

4) 元請技術者（現場代理人、主任技術者、監理技術者）は現場閉所にあわせて、必ず休日とすること。

- 5) 受注者は、当初設定された工期が週休2日を実施するにあたって適当ではないと判断した場合は、「必要工期」を算出し施工計画書の提出前までに発注者と協議を行うこと。発注者が妥当と判断した場合は変更の対象とする。
- 6) 4週8休以上の現場閉所が達成されなかった場合は、週休2日の実施内容および現場閉所の達成状況に合わせ、変更契約を行うものとする。また、4週6休未満の場合並びに週休2日を選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。4週8休以上とは、現場閉所率 28.5% (8日/28日) 以上の場合、4週7休以上4週8休未満とは、現場閉所率が 25% (7日/28日) 以上 28.5%未満の場合、4週6休以上4週7休未満とは、現場閉所率が 21.4% (6日/28日) 以上 25%未満の場合とする。

各週休パターンにおける補正係数については、下記のとおりとする。

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%(8日/28日) 以上	25.0%(7日/28日) 以上 28.5%未満	21.4%(6日/28日) 以上 25.0%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費 (賃料)	1.04	1.03	1.01
共通仮設費 (率分)	1.04	1.03	1.02
現場管理費 (率分)	1.09	1.07	1.05

※県土木部制定の積算基準（土木工事標準積算基準・電気通信設備積算基準・機械設備積算基準・港湾・漁港請負工事積算基準）による積算の場合は、県土木部の「週休2日モデル工事（受注者希望型）の試行要領」に準じる。

- 7) 対象期間中、工事現場に週休2日工事であることを現場に看板等により掲示すること。

※詳しくは、長崎県農林部週休2日工事 試行要領（長崎県ホームページ）をご確認ください。

[\(https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/\)](https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/machidukuri/kokyo-jigyo/kouji/nagasakienn_nourinbu_syukyu2nitikouji_sikouyouryou/)

3-1-7条 埋設物及び架空線等

受注者は、工事支障物件関係の施工条件明示内容にかかわらず、工事着手前に電力、通信、ガス、水道設備等の埋設物、及び架空線等上空施設の有無について、各施設管理者（道路管理者等含む）に確認するものとする。地下埋設物等の調査は、別添「地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書」、架空線等上空施設の調査は、別添「架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書」また、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告し、その対応について協議するものとする。

受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物を発見した場合は、監督員へ報告し、その処置については占用者全体の現地確認を求めるなど、管理者を明確にするものとする。

3－1－8条 枠組足場

枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン（厚生労働省令和5年12月）」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した場合に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。

3－1－9条 コンクリート塊・アスファルト塊の処理

本工事により発生するコンクリート塊やアスファルト塊は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地から選定するものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

なお、発注者は「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地で最も安価（積算時の処分費と運搬費の総価）となる再資源化処理施設を想定しているが、当該再資源化処理施設の受入が不可能な場合、または受注者が再資源化処理施設一覧より選定した処分場が発注者が想定した処理施設より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とする。

3－1－10条 木くず【産業廃棄物に該当する分】

本工事により発生する木くず（伐採殻、除根殻）は、「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地から選定するものとし、事前に監督職員の承諾を得るものとする。

なお、発注者は「公表用積算基準（長崎県土木部）」の再資源化処理施設一覧に掲載の処理地で最も安価（積算時の処分費と運搬費の総価）となる再資源化処理施設を想定しているが、当該再資源化処理施設の受入が不可能な場合、または受注者が再資源化処理施設一覧より選定した処分場が発注者が想定した処理施設より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とする。

なお、受注者は、搬出した数量を証明できる資料を監督職員へ提出するものとし、設計数量については協議の上で設計変更の対象とする。

3－1－11条 排水工（濁水処理を含む）関係

- 受注者は、舗装切断時に発生する排水については、水質汚濁の防止を図る観点から、その排水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。ただし、現場条件等により、これにより難い場合は、産業廃棄物担当部局と協議のうえ適正に処理しなければならない。
- 受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）により、適正に処理されていることを確かめるとともに、整備、保管し、監督職員から請求があった場合はこれを提示しなければならない。なお、受注者は、産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表を作成し、監督職員に提出しなければならない。
- 当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、排水量等に関する資料を受注者が作成し監督職員と協議を行うことにより、契約変更の対象とすることができる。
- 受注者は、舗装切断時に排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合は、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵は、排水と同様、適正に運搬・処理を実施しなければならない。
- 受注者は、舗装切断時に発生する排水の処理にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項」の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可を受けた処理

施設から選定し、適正に処理すること。

発注者は、その処理費用の計上にあたっては長崎県、長崎市、佐世保市の各自治体で作成している「産業廃棄物処理業者名簿」に掲載されている処理施設の中から処分費と運搬費の総額が最も安価となる処理施設を想定している。

なお、発注者が想定した処理施設の受入が不可能な場合または請負者が選定した処理施設が発注者が想定した処理施設より安価となる場合は、協議の上、契約変更の対象とすることができます。

3-1-12条 現場環境改善関係

1. 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として、各計上費目（仮設備関係、營繕関係、安全関係、地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を実施するものとする。ただし、地域の状況・工事内容により実施費目数及び実施内容数を変更する場合は、監督職員と協議するものとする。
2. 受注者は、現場環境改善の具体的な実施内容、実施期間について、工事着手前に監督職員へ提出するものとする。また、工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇 ③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
營繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働者宿舎の快適化 ③デザインボックス（交通誘導員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連施設及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報機等） ③避暑（熱中症対策）・防寒対策
地域連携	①完成予想図 ②工法説明図 ③工事工程表 ④デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑤見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑥見学会（インフォメーションセンター）の設置及び運営 ⑦パンフレット・工法説明ビデオ ⑧地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ⑨社会貢献

3-1-13条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）【設計金額5,000万円以上の工事】

1. 内容

受注者は、施工現場付近に以下の（1）～（11）の仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。（12）～（18）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

<快適トイレに求める標準仕様>

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フランジャー機能）
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）
(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）

- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）
＜快適トイレとして活用するために備える付属品＞
- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗い器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- ＜推奨する仕様、付属品＞
- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではなく、各寸法が900mm以上あること）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台（フィッティングボード等）
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）
- (18) 付属品等の木質化

2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、従来品相当額を差し引いた後、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。（【快適トイレとして活用するために備える付属品】の費用は、現場環境改善費（率）に含む。）

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）＊までとする。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）＊より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※ 「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

原則、試行対象工事に適用するが、快適トイレの流通の関係上、仕様を満たすトイレが手配できない場合は、監督職員と協議の上、本要領の対象外とする。

なお、快適トイレの仕様（「【快適トイレに求める機能（標準仕様）】」及び「【活用するために備える付属品】」）の一部の手配が出来ない場合においては、リース会社2社以上からの手配できない旨の証明書を添付し監督職員と協議を行い、導入を可能とする。

3-1-14条 現場環境改善（快適トイレの試行設置）【設計金額5,000万円未満の工事】

1. 内容

受注者は、快適トイレの設置を協議により行う場合は、施工現場付近に以下の（1）～（11）の仕様を満たすトイレを設置することとする。（12）～（17）については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。

＜快適トイレに求める標準仕様＞

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
（必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）

(二重ロックの備えがなくても容易に開かないことを製造者が説明出来るもの)

- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）
- <快適トイレとして活用するために備える付属品>
- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗い器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品
- <推奨する仕様、付属品>
- (12) 室内寸法900×900mm以上（面積ではなく、各寸法が900mm以上あること）
- (13) 擾音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台（フィッティングボード等）
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレットペーパー予備置き場）
- (18) 付属品等の木質化

2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記1の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、従来品相当額を差し引いた後、上限51,000円/基・月を設計変更の対象とする。【快適トイレとして活用するために備える付属品】の費用は、現場環境改善費（率）に含む。)

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基／工事（施工箇所）※までとする。

また、運搬・設置・撤去費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基／工事（施工箇所）※より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

※「施工箇所が点在する工事の積算方法」を適用する工事や施工延長が長いなどのトイレを施工箇所に応じて複数設置する必要性が認められる工事については、「工事」を「施工箇所」に読み替え、個々の施工箇所で計上できるものとする。

3. その他

快適トイレの仕様（【快適トイレに求める機能（標準仕様）】）及び「【活用するために備える付属品】」の一部の手配が出来ない場合においても、リース会社2社以上からの手配できない旨の証明書を添付し監督職員と協議を行い、導入を可能とする。

3-2-1条 遠隔臨場活用工事について

1. 遠隔臨場に関する試行工事

「建設現場の遠隔臨場に関する試行工事（以下「本試行工事」という。）」は、受注者における「段階確認に伴う手持ち時間の削減や確認書類の簡素化」やこれまでの机上確認（受注者による自主検査）を臨場に替えること等を目的とし、モバイル端末等による映像と音声の双方向通信を用いた「段階確認」「材料確認」「立会」（以下「遠隔臨場」という。）を行うものである。

なお、本試行工事は、『長崎県における遠隔臨場活用工事の試行要領』の内容に従い実施する。

2. 試行内容

- (1) 施工計画書

受注者は、遠隔臨場にあたり、施工計画書に適用種別及び実施方法を現場臨場と分けて記載すること。

(2) 遠隔臨場での確認

- ① モバイル端末等により撮影した映像と音声を監督職員等へ同時配信を行い、双方向の通信により会話しながら確認する。試行内容については、発注者との協議により実施するものとする。
- ② 映像と音声の録画を必要とする場合は、確認実施者が現場技術員の場合とする。この場合、現場技術員は使用するPCにて録画し、取りまとめるものとする。

(3) 事前準備

【受注者が機器の準備をする場合】

本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は受注者が準備するものとし、詳細については、監督職員と協議し決定するものとする。

【発注者が機器の準備をする場合】

本試行工事に要するモバイル端末等の映像と音声の配信に必要な機器等は発注者が準備するものとする。

【県のテレビ会議システム（Microsoft Teams）を利用する場合】

本試行工事に要するモバイル端末等は、受発注者それぞれが準備すること。

(4) 効果の検証

本試行工事を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査に協力するものとする。詳細は、監督員の指示による。

(5) 費用

【受注者が機器の準備をする場合】

本試行に要する費用は、工事実施に必要な施工管理費として、全必要額を一括計上価格に積上げ計上する。

【発注者が機器の準備をする場合】

本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象となるない。

【県のテレビ会議システム（Microsoft Teams）を利用する場合】

本試行に要する費用については、別途費用が発生しないため、設計変更の対象となるない。

3－3－1条 ICT活用工事について【発注者指定型】

1. 適用

本工事は、情報通信技術（ICT）の全面的活用を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するICT活用工事である。

2. ICT活用工事

ICT活用工事とは、建設生産プロセスの下記段階において、ICTを全面的に活用する工事である。

また、次の1)～5)の段階でICTを活用することをICT活用施工という。対象は、土工を含む一般土木工事とする。

- 1) 3次元起工測量
- 2) 3次元設計データ作成
- 3) ICT建設機械による施工

- 4) 3次元出来形管理等の施工管理
- 5) 3次元データの納品
3. 原則、本工事の土工施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。
4. I C Tを用い、以下の施工を実施する。
 - 1) 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記の①～⑧から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

 - ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
 - ② 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - ③ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
 - ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
 - ⑤ R T K – G N S S を用いた起工測量
 - ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
 - ⑧ その他の3次元計測技術を用いた起工測量
 - 2) 3次元設計データの作成

受注者は、設計図書や4. 1) で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。
 - 3) I C T建設機械による施工

4. 2) で作成した3次元設計データを用い、下記に示すI C T建設機械により、施工を実施する。

 - ① 3次元MC又は3次元MGブルドーザ

ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、I C T建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する3次元マシンコントロール技術又はブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、I C T建設機械による施工用データとの差分を表示し、排土板を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、対象工種の敷均しを実施する。
 - ② 3次元MC又は3次元MGバックホウ

バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、I C T建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する3次元マシンコントロール技術又はバックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、I C T建設機械による施工用データとの差分を表示し、バケットを誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、対象工種の掘削、法面整形を実施する。
 - 4) 3次元出来形管理等の施工管理

4. 3) による工事の施工管理において、下記の①～⑧から選択（複数以上可）して出来形管理を、また、⑨を用いた品質管理を行うものとする。

 - ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理
 - ② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
 - ③ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理

- ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ⑤ R T K-G N S S を用いた出来形管理
- ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ⑧ その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
- ⑨ T S・G N S S を用いた締固め回数管理

受注者は、対象工種の出来形管理については、面管理で行うこととするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、①～⑧を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、4. 5) によって納品するものとする。

受注者は、対象工種の品質管理（締固め度）について、「T S・G N S S を用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はR I 計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、⑨を適用しなくてもよいものとする。

5) 3次元データの納品

4) により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

5. 上記4. 1)～5) の施工を実施するために使用するI C T機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なI C T活用工事用データは、受注者が作成するものとする。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要となる詳細設計において作成したC A Dデータを受注者に貸与する。また、I C T活用工事を実施するうえで有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

6. 上記4. 1)～5) で使用するI C T機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。

7. 農業土木工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。

8. 受注者は、I C T活用工事の実施にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。

9. 本特記仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

3-3-2条 I C T活用工事について【受注者希望型】

1. 適用

本工事は、情報通信技術（ＩＣＴ）の全面的活用を図るため、受注者の提案・協議により、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、検査及び工事完成図や施工管理の記録及び関係書類について3次元データを活用するＩＣＴ活用工事である。

2. I C T 活用工事

I C T 活用工事とは、建設生産プロセスの下記段階において、I C T を全面的に活用する工事である。

また、次の1)～5)の段階でI C T を活用することをI C T 活用施工という。対象は、土工を含む一般土木工事である。

- 1) 3次元起工測量
- 2) 3次元設計データ作成
- 3) I C T 建設機械による施工
- 4) 3次元出来形管理等の施工管理
- 5) 3次元データの納品

3. 受注者は、I C T 活用施工を行う希望がある場合、契約後、施工計画書の提出までに監督職員へ提案・協議を行う。その際、受注者はI C T 活用工事の計画（内容）を確認できる資料を提出するものとし、協議が整った場合に下記4～9によりI C T 活用施工を行うことができる。

4. 原則、本工事の土工施工範囲の全てで適用することとし、具体的な工事内容及び対象範囲を監督職員と協議するものとする。なお、実施内容等については施工計画書に記載するものとする。

5. I C T を用い、以下の施工を実施する。

1) 3次元起工測量

受注者は、3次元測量データを取得するため、下記①～⑧から選択（複数以上可）して測量を行うものとする。

- ① 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- ② 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ③ トータルステーション等光波方式を用いた起工測量
- ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- ⑤ R T K - G N S S を用いた起工測量
- ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- ⑧ その他の3次元計測技術を用いた起工測量

2) 3次元設計データの作成

受注者は、設計図書や5. 1) で得られたデータを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

3) I C T 建設機械による施工

5. 2) で作成した3次元設計データを用い、下記①、②に示すI C T 建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。

- ① 3次元MC又は3次元MGブルドーザ

ブルドーザの排土板の位置・標高をリアルタイムに取得し、I C T 建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、排土板を自動制御する3次元マシンコントロール技術又はブルドーザの排土板の位置・標高をリ

アルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分を表示し、排土板を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、対象工種の敷均しを実施する。

② 3次元MC又は3次元MGバックホウ技術

バックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分に基づき制御データを作成し、バケットを自動制御する3次元マシンコントロール技術又はバックホウのバケットの位置・標高をリアルタイムに取得し、ＩＣＴ建設機械による施工用データとの差分を表示し、バケットを誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、対象工種の掘削、法面整形を実施する。

4) 3次元出来形管理等の施工管理

5. 3) による工事の施工管理において、下記①～⑧から選択（複数以上可）して出来形管理を、また⑨を用いた品質管理を行うものとする。

- ① 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- ② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ③ トータルステーション等光波方式を用いた出来形管理
- ④ トータルステーション（ノンプリズム方式）を用いた出来形管理
- ⑤ RTK-GNSSを用いた出来形管理
- ⑥ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ⑦ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- ⑧ その他の3次元計測技術を用いた出来形管理
- ⑨ TS・GNSSを用いた締固め回数管理

受注者は、対象工種の出来形管理については、面管理で行うこととするが、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合は、監督職員との協議の上、①～⑧を適用することなく、管理断面による出来形管理を行ってもよい。ただし、完成検査直前の工事竣工段階の地形について面管理に準じた出来形計測を行い、5. 5) によって納品するものとする。

受注者は、対象工種の品質管理（締固め度）について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わること、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、施工規定による管理そのものがなじまない場合は、監督職員と協議の上、⑨を適用しなくてもよいものとする。

5) 3次元データの納品

5. 4) により確認された3次元施工管理データを、工事完成図書として電子納品する。

6. 上記5. 1)～5) の施工を実施するために使用するＩＣＴ機器類は、受注者が調達すること。また、施工に必要なＩＣＴ活用工事用データは、受注者が作成するものとす

る。使用するアプリケーション・ソフト、ファイル形式については、事前に監督職員と協議するものとする。

発注者は、3次元設計データの作成に必要な詳細設計において作成したC A Dデータを受注者に貸与する。また、I C T活用工事を実施する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、積極的に受注者に貸与するものとする。

7. 上記5. 1) ~ 5) で使用するI C T機器に入力した3次元設計データを監督職員に提出すること。
8. 農業土木工事施工管理基準に基づく出来形管理が行われていない箇所で、出来形測量により形状が計測できる場合は、出来形数量は出来形測量に基づき算出した結果とする。
9. 受注者は、I C T活用工事の実施にあたり、活用効果等に関する調査を行うものとし、調査の実施及び調査票については別途指示するものとする。
10. 本特記仕様書に疑義を生じた場合又は記載のない事項については、監督職員と協議するものとする。

3-4-1条 I C T活用工事における適用（用語の定義）について

1. 図面

本工事において図面とは、入札に際して発注者が示した設計図、発注者から変更又は追加された設計図、工事完成図、3次元モデルを復元可能なデータ（以下「3次元データ」という。）等をいう。

なお、設計図書に基づき監督職員が受注者に指示した図面及び受注者が提出し、監督職員が書面により承諾した図面を含むものとする。

3-5-1条 I C T活用工事の費用について【発注者指定型】

1. I C T活用工事を実施する項目については、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」に基づき費用を計上している。

なお、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

2. 受注者は契約後、現地調査等の結果、受注者の責によらず真にやむを得ずI C Tを活用することができないと判断される場合は、発注者と協議し、協議が整った場合にI C Tの活用を取りやめることができるが、I C Tの活用を取りやめた場合には、設計変更の対象とする。

3. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

4. 掘削工のI C T建設機械による施工は、当面の間、I C T施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（I C T建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、I C T施工に要した建設機械（I C T建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全I C T対象数量の25%を「I C T施工〔I C T建機使用割合100%〕」の施工数量として変更するものとする。

3-5-2条 I C T活用工事の費用について【受注者希望型】

1. 受注者が、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ提案・協議を行い、協議が整つ

た場合、ICT活用工事を実施する項目については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン（農林水産省農村振興局整備部設計課）」により計上することとする。

ただし、監督職員の指示に基づき、3次元起工測量を実施するとともに3次元設計データの作成を行った場合は、受注者は監督職員からの依頼に基づき、見積り書を提出するものとする。

なお、ICT建設機械による施工のみを実施する場合も、当面の間、契約変更の対象とする。

2. 施工合理化調査を実施する場合はこれに協力すること。

3. 掘削工のICT建設機械による施工は、当面の間、ICT施工現場での施工数量に応じて変更を行うものとし、施工数量は建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績を用いて算出するものとする。

受注者は、ICT施工に要した建設機械（ICT建設機械、通常建設機械）の稼働実績（延べ使用台数）が確認できる資料を監督職員へ提出するものとする。

なお、稼働実績が確認できる資料の提出が無い等、稼働実績が適正と認められない場合においては、全ICT対象数量の25%を「ICT施工【ICT建設機械使用割合100%】の施工数量として変更するものとする。

第4章 その他

4-1-1条 情報共有システム【対象工事】

本工事は、情報共有システムの対象工事である。具体的な考え方や手続きについては、「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン（令和5年4月）」による。

4-1-2条 情報共有システム【利用指定工事】

本工事は、情報共有システムの利用指定工事である。具体的な考え方や手続きについては、「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン（令和5年4月）」による。

4-1-3条 情報共有システム【非対象工事】

本工事は、情報共有システムの対象工事ではないが、受注者が希望する場合は受発注者間で協議し利用できる。利用する場合の具体的な考え方や手続きについては、「長崎県農林部における情報共有システム運用ガイドライン（令和5年4月）」による。

4-1-4条 電子納品【情報共有システム利用指定工事】

本工事は、「工事完成図書の電子納品試行対象工事」である。受注者が工事完成図書の電子納品を希望し発注者が承諾した場合は、電子納品を行うことができる。電子媒体で提出する成果物の内容は、情報共有システムの事前協議において発注者と協議し、受発注者の業務効率化につながることを考慮した上で決定すること。

受注者は、成果品として、電子媒体納品書と、「工事完成図書の電子納品要領 平成28年3月 国土交通省」に基づいて作成した電子媒体(CD-R等)1部を提出すること。

なお、電子納品の運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン【土木工事編】(平成28年3月)」を参考にするものとする。

成果品の提出の際には、電子納品チェックシステムによるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出すること。

4-1-5条 その他

1. 設計変更等については、契約書第18条から第26条及び長崎県建設工事共通仕様書共通

編1-1-17から1-1-19に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続きについては、「設計変更ガイドライン 令和2年6月」（長崎県農林部）及び「工事一時中止に係るガイドライン 令和3年10月」（長崎県農林部農村整備課）によることとする。

2. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

(1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

(2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

- ・ 日最高気温が30°C以上又は暑さ指数(WBGT)が25°C以上の日をいう。

2) 工期

- ・ 工事の始期から終期までの期間で、準備、後片付け期間を含めた期間の合計をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

- ・ 以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \frac{\text{工期期間中の真夏日}}{\text{工期}} \div \text{工期}$$

(3) 受注者は、工事着手前に工期期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

(4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数(WBGT)を用いることを標準とする。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

なお、計測に要する費用は受注者の負担とする。

(5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

(6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理比率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值} (\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数}^*$$

*補正係数 1. 2

別紙

地下埋設物件の事故防止に関する特記仕様書

第1条 総 則

本特記仕様書は、掘削を伴う工事及び調査等による地下埋設物件の損傷事故を未然に防止することを目的とする。

第2条 対象工事等

本特記仕様書は、掘削、地下杭、矢板工事等を伴う工事及びボーリング調査等を対象とする。

第3条 地下埋設物件に係る資料収集

- 受注者は工事等着手前の準備にあたり、発注者から道路台帳、占用台帳、電線共同溝・情報ボックス台帳及びその他地下埋設物件を確認するために必要な最新の資料（以下、「各種台帳等」という。）の貸与を受けるものとする。
また、各種台帳等に記載のある占用物件の占用企業者（以下、「占用者」という。）からも最新の資料を収集すること。
- 現地調査において各種台帳等に記載の無い物件（信号機、マンホール等）があつた場合、または、地下埋設物件があると予想される場合、道路管理者や河川管理者の他、予想される管理者（上下水道、NTT、電力、公安委員会、ガス等）から最新の資料（本工事に伴い移設された地下埋設物件を含む）を収集すること。
- 上記の資料収集により得られた地下埋設物件の位置を記載した別紙様式－1（地下埋設物件配置平面図）を作成するものとする。
- 上記1、2の資料確認の履行については、工事着手前に地下埋設物確認書（様式－8）により監督職員に報告すること。

第4条 調整会議等の実施（工事情報の共有）

工事による地下埋設物への影響についての確認及び工事工程等の情報共有を図るために、必要に応じて、発注者、受注者、関係する占用者の三者による調整会議等を行うものとする。

第5条 地下埋設物件の位置確認

- 本特記仕様書第3条により地下埋設物件が確認された場合は、掘削影響範囲（必要な掘削範囲及び土留工等の仮設物から50cm以上の範囲）を占用者との現地立会いを必ず行った上で決定し、別紙様式－1（地下埋設物件配置平面図）に記入し、監督職員に提出するものとする。
- 立会いの結果、地下埋設物件があると認められた場合は、現地での方向、幅等の判る位置出し（各点のマーキング、ピン等）を行い、時間経過により位置出しが不明瞭とならないよう必ず控えマーキング、ピン等を設置すること。なお、不明瞭になった場合は、再度位置出しを行うこととする。
- その結果は、別紙様式－2（地下埋設物件事前確認簿）に取りまとめ、監督職員に提出しなければならない。

第6条 試掘等

- 第5条の結果を基に監督職員と協議の上、調査工事区域内の地下埋設物件（電線共同溝、通信ケーブル、電力ケーブル及び水道・下水道・ガス等）の埋設位置、方

向等について、更に確認が必要と判断された場合は、探査や試掘の調査を実施するものとする。

2. 試掘を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占用者と、試掘位置、試掘方法について必ず確認を行い、原則立会を求めるものとし、試掘着手前にその結果を別紙様式－3（試掘方法計画書）に取りまとめ、監督職員に提出しなければならない。
なお、占用者との打合せにおいて立会の回答が得られなかった場合で、どうしても立会が必要と判断される場合は、監督職員を通じて占用者に協力要請するものとする。
3. 試掘においては、必ず作業状況を監視する者（以下、「監視員」という。）を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
4. 試掘に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、試掘着手前に必ず現地で「試掘方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
5. 試掘において舗装版のカッタ一切断を行う場合は、想定外の浅層に地下埋設物件が設置されている場合もあるため、十分確認し実施すること。
6. 試掘において、地下埋設物件の位置が不確実な箇所及び地下埋設物件に50cm程度に近接した位置からは、人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。
7. 試掘は、本工事の施工掘削深さまでの確認を行うことを原則とする。
8. 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
9. 作業中に管理者の不明な地下埋設物件を発見した場合は、速やかに監督職員に報告するものとする。
10. 試掘が完了したら、別紙様式－4（試掘結果報告書）を作成のうえ、本掘削着手前までに監督職員に提出しなければならない。

第7条 試掘等費用

試掘等費用については計上していないが、現地調査の結果必要な場合は、監督職員と協議の上、契約変更の対象とする。

第8条 本掘削及び建込等

1. 本掘削に着手する際は、事前に別紙様式－5（本掘削方法計画書）を作成し、監督職員に提出するものとする。
2. 本掘削を行う際は、事前に当該箇所の地下埋設物件に係る占用者と掘削位置、掘削方法、立会の有無について必ず確認を行い、必要に応じて立会を求めるものとする。
3. 本掘削において、地下埋設物件が掘削影響範囲内にある場合は、必ず監視員（原則試掘に立ち会った者）を専任で配置して慎重に作業を行わなければならない。
4. 本掘削に携わる作業員及び監視員に対しては、地下埋設物件の位置や掘削方法等について、本掘削着手前に必ず現地で「本掘削方法計画書」を提示して、周知、指導しなければならない。
5. 舗装版のカッタ一切断を行う場合は、地下埋設物件の位置出しを確認しながら慎重に行うこと。

6. 本掘削において、地下埋設物件に50cm程度に近接した位置からは、必ず人力による掘削施工で慎重に行い、地下埋設物件の損傷防止に努めなければならない。
7. 作業中に地下埋設物件の位置出しが不明瞭となった場合は、必ず作業を中止し、再度位置出しを行った後に作業を行わなければならない。
8. 作業中に事前確認想定外の地下埋設物件への接触などが確認された場合は、直ちに作業を中止し、速やかに監督職員に報告するとともに、試掘等による地下埋設物件の再確認を行うものとする。なお、再確認の結果は、速やかに監督職員に報告しなければならない。
9. 本掘削が完了したら、別紙様式－6（地下埋設物件工事完了確認簿）を作成のうえ、監督職員に提出しなければならない。
10. 建込等においては、原則として地下埋設物件を回避することとし、建込等位置を決定し、監督職員に報告するものとする。この場合においては、前記1から6、8、9は適用しない。
なお、地下埋設物件を回避できない場合は、施工方法等について監督職員と協議のうえ、決定するものとする。

第9条 監視員

試掘及び本掘削における監視は、主任（監理）技術者および現場代理人等が行うものとする。

第10条 教育の実施

新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、作業員、オペレーター等に対し、地下埋設物件事故防止対策についての教育の徹底を図ること。

第11条 履行状況確認

本特記仕様書の各条項毎の履行状況を別紙様式－7（履行状況チェックシート（案））により行い、第3条から第8条までの各段階毎に確認後、監督職員に提出しなければならない。

第12条 施工範囲の変更

変更指示等により施工範囲（掘削範囲）が変更になった場合は、本特記仕様書に基づき速やかに対応するものとする。

第13条 様式

本特記仕様書に定める別紙様式については、「長崎県建設工事共通仕様書」及び「土木設計（測量、調査）業務等共通仕様書」の提出書類様式集を参照すること。

第14条 本特記仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

別紙

架空線等上空施設への接触・切断事故防止に関する特記仕様書

第1条 総則

本特記仕様書は道路工事等において架空線等上空施設への接触・切断事故を未然に防止することを目的とする。

第2条 対象工事等

本特記仕様書の対象は、架空線等上空施設に近接して施工する工事現場、土取り場、土捨て場、資材等置き場、資機材運搬経路等工事に係る全ての道路工事等とする。ただし、災害の応急復旧等緊急工事は対象外とする。

第3条 架空線等上空施設に係る資料収集

- 受注者は工事等着手前の準備にあたり、架空線等上空施設を確認するために発注者から道路台帳、占用台帳等の必要な資料（以下、「各種台帳等」という。）の貸与を受けるものとする。
また、各種台帳等に記載のある占用物件の占用企業者（以下、「占用者」という。）からも資料収集すること。
- 現地調査において各種台帳等に記載の無い物件（信号機、有線、CATV等）があった場合は、予想される管理者（NTT、電力、公安委員会、CATV等）からも資料収集すること。

第4条 架空線等の位置確認

- 工事影響範囲内において、第3条による各種台帳等から収集した資料を参考に必ず現地確認を行い、架空線の場所、種類、高さ等について別紙様式-1（架空線平面図）及び横断図に記載するとともに写真を添付し、工事着工前に監督職員に提出しなければならない。

第5条 事故防止対策

- 第4条の調査結果で、工事影響範囲内の架空線については、「防護カバー設置」等の措置を電線管理者に依頼するものとする。なお、電線管理者が防護措置をとらない場合は、受注者は自ら「高さ制限装置の設置」や架空線が目立つような対策をとるものとする。

2. 施工計画書への記載

受注者は、上記第3条、第4条、第5条の1及び下記について、監督職員の確認得てから、施工計画書へ明記するものとする。

- 建設機械のブーム、ダンプトラックがダンプアップ状態等、架空線等上空施設への接触、切断が懸念される状態での移動・走行の禁止対策について。
- 建設機械等の施工時においては、接触・切断が懸念される状態での旋回の禁止対策について。
- 現場出入り口での「高さ制限装置の設置」や架空線等への「防護カバー設置」等の事前対策の実施方法。
- 禁止対策及び事前対策等の定期点検並びにオペレーター、運転手等への安全教育指導の実施方法について。

3. 点検・教育の実施

- 1) 施工計画書に記載された禁止対策及び事前対策等は、定期点検を実施するものとし、改善並びに補修等が必要と確認された場合には、適宜対応するものとする。
- 2) 新規入場者教育、KY活動並びに安全教育時等において、オペレーター、運転手等に対し、施工計画書に記載された項目について教育の徹底を図る。

4. 監督職員への報告

- 1) 点検・教育の実施状況については、実施後速やかに監督職員へ報告すること。

第6条 施工範囲の変更

変更指示等により施工範囲が変更となった場合は、本特記仕様書に基づき速やかに対応するものとする。

第7条 この仕様書に定める別紙様式については、「長崎県建設工事共通仕様書」の提出書類様式集を参照すること。

第8条 この仕様書に定めない事項、疑義が生じた場合は、協議するものとする。